

補助をご希望される方は、分析機関や工事施工者との契約前に、必ずご相談ください。

吹付けアスベスト 対策補助制度

相談の手引き



「目で見えるアスベスト建材」(国土交通省)

吹付け建材!?
アスベストが
含まれているかも!



吹付けアスベストとは？

吹付けアスベストは灰色の綿状のもので、耐火・断熱や防音のために、建築物の駐車場の天井や機械室の天井・壁に使用されてきました。アスベストの繊維は非常に細かいもので、飛散するアスベスト粉じんを吸入すると、肺がんや中皮腫などの病気の原因となる可能性があります。

補助制度の目的

アスベスト※(石綿)含有吹付け建材からのアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、分析調査及び除去等に要する費用を補助します。

※アスベスト(石綿)の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトの6種類があります。

補助制度の概要

対象者

補助対象建築物の所有者または管理者

対象建築物

名古屋市内にある民間の建築物。ただし、次の場合は**対象外**となります。

- ・ 解体を予定している建築物
- ・ 分析調査・除去等について既に分析機関・工事施工者と契約済みの建築物
- ・ 分析調査・除去等を実行中の建築物
- ・ 分析調査・除去等が完了した建築物
- ・ 吹付けアスベストの分析調査・除去等に関する他の補助を受けた事がある建築物
- ・ 吹付け建材ではなく、成形板等の分析調査・除去等を行う建築物
- ・ 建築基準法等に違反している建築物
- ・ 固定資産税・都市計画税を滞納している建築物

ただし、すでに分析調査を行っている場合でも、次のいずれかの分析調査を行っておらず、新たに行う場合は補助の対象となります。

1. 未調査の3種類のアスベスト(アクチノライト・アンソフィライト・トレモライト)についての分析調査
2. アスベストの含有量が1%以下の吹付け建材についての含有量の分析調査

補助内容

補助事業には、分析調査事業と除去等事業の2種類があります。

①分析調査事業

壁、柱、天井等に吹付け建材が施工されている建築物について、吹付け建材のアスベスト含有の有無及び含有量の分析調査に要する費用を補助します。

補助金額	対象建材(4種類)
限度額 15 万円 (対象となる費用の全額※)	・ 吹付けアスベスト ・ アスベスト含有吹付けロックウール ・ 吹付けバーミキュライト(ひる石吹付け) ・ 吹付けパーライト

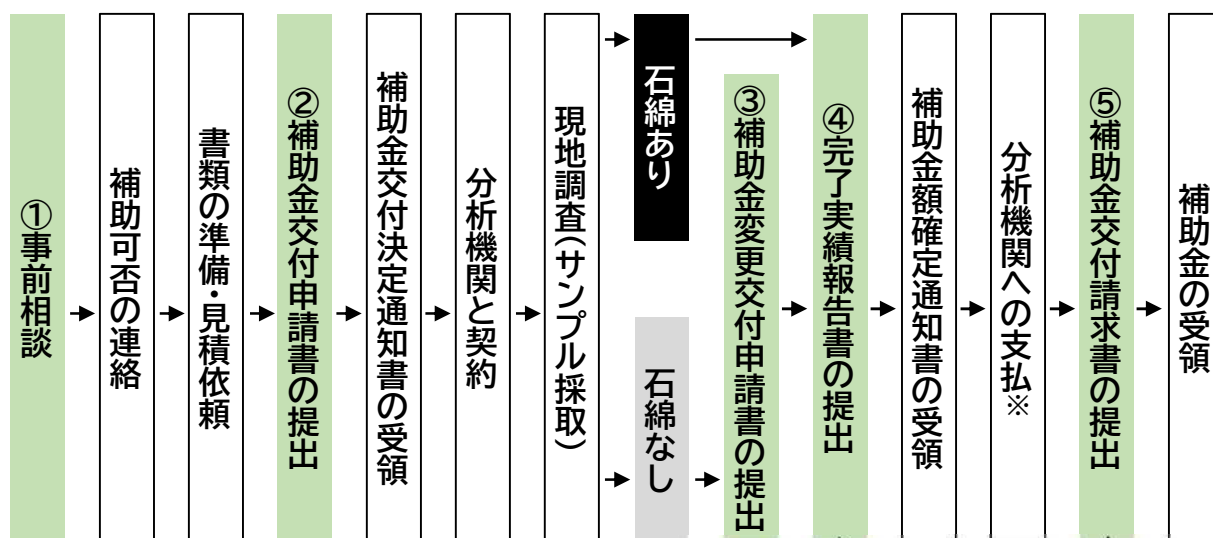
②除去等事業

壁、柱、天井等にアスベスト含有吹付け建材(含有量が重量の0.1%を超えるもの)が施工されている建築物について、吹付け建材の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用を補助します。
なお、耐火構造の耐火被覆材として吹き付けられた建材を除去する場合は、除去後、耐火構造とする措置をとらなければなりません。

補助金額	対象建材(2種類)
限度額 120 万円 (対象となる費用の3分の2以内※)	・ 吹付けアスベスト ・ アスベスト含有吹付けロックウール

※千円未満の端数は切り捨て

補助金交付の流れ(分析調査事業の場合)



注意

除去等事業の補助制度による手続きは、分析調査事業の補助制度による手続きと異なります。

交付決定通知日から45日以内
かつ2月末まで

締切：3月15日

※支払いに伴う手数料等は申請者負担となります。

提出書類(分析調査事業の場合)

①事前相談

- 吹付け建材の場所がわかる写真
- 建築物の外観の写真
- 建築物の図面(平面図・配置図など)

※お越しの際は、事前にお電話ください。



②補助金交付申請書の提出

- ◎補助金交付申請書
- 建築物の図面・現況写真
- 建築物の全部事項証明書
- 固定資産税・都市計画税の課税明細書
- 固定資産税・都市計画税の納税証明書
または領収書
- 2社以上の分析機関の見積書
- 確認済証、検査済証等

区分所有者や共有者がいる場合、申請に添付する書類が追加で必要になります。

③補助金変更交付申請書の提出

- ◎補助金変更交付申請書
- 分析機関の変更見積書
- 分析結果報告書(定性分析結果のわかるもの、建築物石綿含有建材調査者の修了証明書の写し)

④完了実績報告書の提出

- ◎完了実績報告書
- 請負契約書(注文請書でも可)
- 着手前の写真
- 着手の写真(サンプル採取中の写真)
- 分析機関からの請求書
- 分析結果報告書
(建築物石綿含有建材調査者の記名、修了証明書の写し)

⑤補助金交付請求書の提出

- ◎補助金交付請求書
- 分析機関への支払いの領収書

提出書類はコピー等でも構いません。

◎については、様式が指定されております。名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

その他注意事項



吹付け建材の場所の確認が必要です。

この補助制度は、ひとつの敷地につき1度のみの利用となります。後から他にも吹付け建材が見つかることが無いよう、図面や現地調査により事前にお確かめください。

【吹付け建材の主な使用部位と用途】

- 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール
鉄骨耐火被覆材、天井断熱材、機械室吸音材など
- 吹付けパーミキュライト(ひる石吹付け)、吹付けパーライト
天井断熱材、内装材の天井梁型、吸音、仕上げ材など

(参考)「目で見えるアスベスト建材」国土交通省



区分所有者や共有者の同意等が必要です。

建築物に区分所有者や共有者がいる場合、申請に関する同意や委任が必要となります。

例えば、分譲マンションの場合、補助を受けることに関する管理組合の同意議決書等の写しをご提出いただきます。(事前相談時には不要ですが、申請時にはご提出いただく必要があります。)



除去等の補助には分析調査が必要です。

除去等事業の補助は、アスベストの含有量が重量比0.1%を超える吹付け建材が対象です。

含有量がわからない場合は、補助を受けることができません。

まだ分析調査を行っていない場合は、補助を受ける前に分析調査を行って含有量を調べる必要があります。



資格者の関与が必要です。

分析調査事業については、建築物石綿含有建材調査者が実施する必要があります。

除去等事業については、建築物石綿含有建材調査者が計画を策定するとともに、当該計画に基づく現場体制により実施する必要があります。



日程には余裕をもってご相談をお願いします。

同じ時期に多くの方から申請いただいた場合など、申請から補助金のお支払いまでに日数がかかる場合があります。

特に、アスベスト対策の工事を行う時期が決まっている場合は、お早めにご相談ください。

【お問合せ先】

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(西庁舎2階)

名古屋市 住宅都市局 建築安全推進課 建築防災担当

TEL: 052-972-2935 FAX: 052-972-4159

メール: a2935@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市公式ウェブサイトでも
説明を掲載しています。

名古屋市公式ウェブサイト
<https://www.city.nagoya.jp/>から
「アスベスト補助」で検索できます。

